

## 中間前金払制度の導入について

### 1 制度の概要

既に前払金の支払を受けた建設工事について、必要な条件を全て満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件に中間前払金として請負金額の2割を追加して支払います。

### 2 対象工事

公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する香芝市発注工事であって、請負代金額が100万円以上の工事。

但し、債務負担行為に係る契約については、各年度の年割額が100万円以上の工事。

### 3 必要な条件

工期の2分の1(債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1。以下同じ。)を経過していること。

工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1(債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものであること。

### 4 認定の方法

請負者から、中間前金払の支払を受けたい旨の申し出があつたときは、中間前金払認定請求書(様式第2号)と併せ、認定資料として工事履行報告書(様式第3号)及び添付資料を提出してください。

発注者は、請負者から中間前金払認定請求書の提出があつたときは、工事履行報告書等により3に定める要件を満たすものか確認を行い、確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前金払認定書(様式第4号)を請負者に交付します。

### 5 導入の時期

平成27年8月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用します。